

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

消防本部総務課

監査期間 平成25年8月1日から
平成25年8月16日まで

指摘事項	措置状況
ア 土地賃貸借契約において、自動更新条項が規定されているが、民法上の契約は成立するものの、地方自治法第232条の3の規定により、後年度予算の裏付けのない契約は締結できないとされており、会計年度独立の原則からも適正な処理とは言えない。今後は長期継続契約も考慮した上で契約を締結されたい。	今後、土地賃貸借契約の締結は、土地賃貸借契約書の自動更新条項を削除し、適正な契約事務を行います。
イ 職員の時間外勤務手当での支払いで週休日の手当での支給率に誤りがあった。事務執行のための確認体制を確立されたい。	手当での支給誤りに該当する職員に対しては、給与の追給を実施しました。また、今後、適正な給与支払事務を行うために、各課かい長宛に所属する職員に対して監査の指摘事項及びその改善方法を徹底するよう通知しました。(通知日 平成25年9月5日)
ウ 収入印紙の受払簿が作成されていなかった。収入印紙は金券であるので、物品管理要綱第10条の規定により受払簿を作成し適正な管理をされたい。	適正な出納管理を行うために、収入印紙の受払簿を作成しました。(受払簿作成日 平成25年8月28日)
エ 消防職員被服等の貸与品整理簿が平成21年度から更新されていなかった。被服等の貸与については、西尾市消防職員被服等貸与規程第6条、西尾市職員被服等貸与規程第14条の規定により適正な管理をされたい。	貸与品等の適正な物品管理を行うために、貸与及び支給等を行った場合は、その都度、貸与品整理簿の記録を更新します。
オ 水防団及び警防団の物品貸与簿が備えられていなかった。	西尾市水防団及び警防団に関する規則で、被服の貸与については物品貸与簿で管理するものと定めていたにも

被服の貸与については、西尾市水防団及び警防団に関する規則第5条第2項の規定により貸与簿を整備し適正な管理をされたい。	関わらず、これまで貸与品の管理は物品借用簿（品目ごとの出納簿）で在庫品の管理のみを実施しておりました。指摘後、物品貸与簿を作成いたしました。今後は物品貸与簿により適正に管理をしていきます。 (物品貸与簿作成日 平成25年8月28日)
------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。